

大分市葬斎場 残骨灰の処理基準

令和5年4月13日制定

1 基本方針（「大分市葬斎場 残骨灰の取扱いに関する指針（令和4年12月2日制定）」より抜粋）

残骨灰とは、遺族等による収骨の後、残された焼骨や灰等を総称したものであり、「残骨」「有害物質」「有価物」「その他の物」が混在した状態のものをいう。

- (1) 残骨灰は、遺族の心情に配慮し、宗教的感情の対象として取り扱う。
- (2) 残骨灰の処理・処分は、大分市契約事務規則等の規定に基づき、適正に行う。
- (3) 残骨は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう埋蔵の上、永代に渡り供養することとし、埋蔵地又はその近接地に、供養塔等を設置する。
- (4) 有害物質の分別処理及びその工程における排出物の処分は、関係法令等を遵守する。
- (5) 有価物は、資源の再利用を図ることとし、再利用によって得られた収益は、大分市葬斎場及び佐賀関火葬場の施設整備等に充当する。
- (6) 残骨灰の取扱いについて、市民への周知・啓発に努める。

2 残骨灰の分別等の処理基準

(1) 残骨灰の保管に関する基準

- ① 保管場所から残骨灰が飛散し、流出し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭が飛散しない措置を講じること。
- ② 保管場所に応じた適正量とし、過剰な量を保管しないこと。

(2) 残骨灰の分別処理に関する基準

大分市葬斎場及び佐賀関火葬場（以下「大分市葬斎場等」という。）から排出する残骨灰を処理する能力を有する受注者の施設で実施することとし、処理方法は、原則として、乾式処理又は湿式処理とすること。

(3) 有害物質等の処理に関する基準

- ① 六価クロム、ダイオキシン類等の有害物質を含有すると思料されるものについては、適切に関係法令等を遵守のうえ、無害化処理等を行うこと。
- ② 残骨、有価物、有害物質以外のその他の物については、関係法令等を遵守の上、適切に処理すること。また、マニフェスト（産業廃棄物管理票）など、一連の処理の過程、処理量及び最終処分場所が確認できる書類を大分市に提出すること。

(4) 有価物の処分に関する基準

- ① 有価物については、極力売却処分を行うとともに、各種法令に則り、リサイクル可能なものはリサイクルする等、環境に配慮しつつ資源の再資源化を図ること。

3 残骨の取扱い等の基準

(1) 残骨の取扱いに関する基準

残骨は、「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に従って取扱い、周囲の環境を汚染しないよう埋蔵すること。

また、全ての工程において、本市以外の火葬場等から搬入した残骨灰と大分市葬斎場等から搬入した残骨灰が相互に混入しないよう、厳密に取り扱うこと。

(2) 埋蔵地の設置に関する基準

- ① 埋蔵地については、本市から遺族等に公表するため、遺族等が参拝できる埋蔵地を確保すること。

4 供養塔の設置

- (1) 埋蔵地又はその近接地に、遺族等が参拝できる供養塔（碑石形像類等）を設置すること。

5 その他

(1) 書類の備付等

次に掲げる帳簿書類を備付け、本市の求めに応じて閲覧できる措置を講じること。

- ・ 処理・処分に係る施設設備の配置図等
- ・ 搬入量、処理量、埋蔵量を記載した書類
- ・ 廃棄物処理に係る書類（委託契約書、マニフェスト等）
- ・ 有価物量、有価物売却先等を記載した書類
- ・ その他関係書類

(2) その他

この基準に定めのない事項については、別途、大分市市民部長が定める。